

今年は「いつもと違う夏」を過ごされた方も多いのではないのでしょうか。厳しい残暑が続いています。まだまだ熱中症対策もお忘れなく！



## ■株式会社防災センターに対する訴訟の経過報告

防災センターに対する不当勧誘等差止請求訴訟の弁論手続期日ですが、期日間での進行協議が続いています。

その中で、防災センターの代表者及び従業員の尋問手続（原告・被告代理人弁護士や裁判官が、証人等に対し質問をして、それに対する回答などを証拠とする証拠調べの手続き）が10月27日（火）13時15分から行われることになりました。

裁判所もコロナ対策のため、傍聴席は限られておりますが、興味がある方は、是非傍聴に来ていただければと思います。

## ■2020年度第2回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

2020年7月6日（木）18時30分から、仙台弁護士会館において、2020年度第2回消ラボを開催し、Zoomでの参加も合わせて22名の参加がありました。3月と5月の消ラボは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となっており、約6ヶ月ぶりの開催となりました。



講師 天羽優子准教授

今回は、「ニセ科学について」をテーマに、山形大学の天羽優子准教授が講義を行いました。

まず、ニセ科学について、「科学を装うが科学でないもの」であること、例えば「マイナスイオン」や「ホメオパシー」、「空間除菌」などがそれに当たり得るとの紹介がありました。特に、最近ではコロナウイルス対策として売り出されている製品が、実際には効果が実証されていないことについて、科学的な根拠がない場合があるとの指摘とともに、消毒薬の適切な使用方法についての説明がありました。

その他、「血液がサラサラになる」と謳ったブレスレットの販売商法や、健康食品に関して、「酵素」や健康と謳われている成分についても、実際の効能が疑わしいものが多いとの指摘がありました。そのような成分の効能について調べるためには、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の「『健康食品』の安全性・有効性情報」のページ内にある「素材情報データベース」(<https://hfnet.nibiohn.go.jp/>)を活用すると良い、などといったアドバイスもありました。



最後には、人類における「科学」の役割を踏まえ、消費者側も適切なリテラシーを有する必要性についても言及がありました。

意見交換では、適格消費者団体側でこのような科学的根拠が「嘘」とは言いづらい部分があり、他方で行政には景表法における優良誤認表示に関する措置命令等があり、このような権限が適格消費者団体にもあると申入れがしやすい、といった議論が交わされました。

次回の消ラボは、9月7日（月）18時30分から「広告主の法的責任」をテーマに、窪幸治岩手県立大学教授が講義を行います。Zoomでの参加も受け付けますので、会員・相談員・弁護士の方で興味がある方は、事務局までお問い合わせください。



## ■講演会開催のお知らせ

10月2日（金）18時30分から仙台弁護士会館4階ホールにて、講演会

「～悪質なネット広告の見極め方と対処方法～



ネット広告やアフィリエイト広告の仕組み」を開催します。

この講演会は、3月に予定されていたものですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、残念ながら中止となってしまいました。今回、多くの方のご要望にお応えして、再度企画することができました。感染防止対策を行った上で開催いたします。また、Zoomでの参加も可能です。皆さまのご参加をお待ちしております。

詳細は、同封のチラシをご覧ください（後日HPでもお知らせいたします）。

## ■リレーエッセイ

今回のリレーエッセイは、検討委員の鎌田健司弁護士です。

仙台の弁護士の鎌田健司と申します。

本年4月より1年間、日本弁護士連合会（以下「日弁連」と言います）の副会長をしております。日弁連の副会長はいくつかの委員会を担当することになっており、事前に担当委員会の希望も聞かれるのですが、私は自分が所属していた消費者問題対策委員会（以下「消費者委員会」と言います）を希望し、希望通り担当させていただくことになりました。

消費者委員会は、全国から200名近くの委員・幹事が参加し、18の部会・プロジェクトチームに分かれ、大変活発に活動しております。本年4月以降、日弁連は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、消費者委員会が作成した会長声明として、「緊急事態宣言の影響による賃料滞納に基づく賃貸借契約解除を制限する等の特別措置法の制定を求める緊急会長声明」、「いわゆる『給与ファクタリング』と称するヤミ金融の徹底的な取締りを求める会長声明」、「事業者向けにファクタリングを装って違法な貸付けを行う業者の取締りの強化を求める会長声明」を公表しております。また、日弁連は、各種法制度に関する消費者委員会作成の意見書として、「公告された破産者情報を含む『本人が破産、民事再生その他の倒産事件に関する手続を行ったこと』に関する情報の拡散を防止する措置を求める意見書」、「インターネット通信販売における定期購入契約等の被害に対する規制強化を求める意見書」、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の見直しに関する意見書」を公表しております。いずれの意見も社会に対する強い影響力を持つものとなっております。その他にも、消費者委員会は、新型コロナウイルス感染拡大に関する法律相談に対応するため、32ページに及ぶ「新型コロナウイルス消費者問題Q&A」を作成し、公表しております。

本年8月11日には、6月に選任された消費者委員会の正副委員長と一緒に、消費者庁を訪問し、伊藤長官及び高田次長と面談しました。1時間弱の面談でしたが、お互いの活動状況や悩みなど率直に意見交換をするとともに、今後より一層連携して活動することを確認することができました。

このように、新型コロナウイルス感染拡大の状況でも活発に活動する消費者委員会を担当させていただき、その勢いに圧倒されながらも、充実した毎日を送っております。残りの7ヶ月間もがんばってまいりたいと思います。



【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定NPO法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

eメールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp